



鳥労基発 0521 第 3 号
令和 6 年 5 月 21 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



「じん肺健康診断への DR (FPD) の使用に関する検討会報告書」の
記載の明確化について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」といいます。）においては、エックス線写真を用いることとされています。

エックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR (FPD) 写真」といいます。）及び Computed Radiography による写真（以下「CR 写真」といいます。）については、平成 22 年 6 月 24 日付け基安労発 0624 第 1 号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について」（平成 28 年 1 月 25 日最終改正。）において、その留意事項等が示されています。この中で、新たにじん肺健康診断等に用いるデジタル写真の条件を作成する場合については、「じん肺健康診断等への DR (FPD) の使用に関する検討会報告書（中央労働災害防止協会平成 19 年 10 月）」（以下「検討会報告書」といいます。）を参考とすることとされています。

検討会報告書においては、既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、「決められた条件設定のパラメータをフィルムに表示すること」とされています。一方で、昨今、モニター上で読影を行うことも一般的となっており、じん肺等級付け機器開発にあたってフィルム出力をしない例を認めるようになっていきます。

今般、これらの状況を踏まえ、検討会報告書の記載について、明確化されたところとす。

当該内容について、別添のとおり令和 6 年 5 月 20 日付け基安労発 0520 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

